

一抜け方式の試行について

1 目的

本市における入札制度は、中小企業者に関する国等の契約の基本方針に基づき、分離・分割発注を行っており、市内本店事業者における受注機会の確保を図ってきました。

このことから、試行的に建設工事における一抜け方式の導入を行うものです。

2 一抜け方式とは

同一日に執行される複数の開札において、先の開札で落札（候補）者となった者が行った、それ以降の入札を無効とする方式です。

1 件目の開札		2 件目の開札		3 件目の開札	
応札者	開札結果	応札者	開札結果	応札者	開札結果
A	落札（候補）者	A	無効	A	無効
B		B	落札（候補）者	B	無効
C		C		C	落札（候補）者
D		D		D	
E		E		E	
⋮		⋮		⋮	

3 一抜け方式の適用について

一抜け方式の適用については、次のとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札又は設計金額が6,000万円以上の事後審査型条件付一般競争入札（格付要件型）で発注する工事のうち、次の業種の建設工事を対象とします。

- ア 土木一式
- イ 建築一式
- ウ 舗装

- (2) 公告日、開札日及び発注業種が同一の案件に限ります。

なお、落札（候補）者となれる件数は1日の開札において1件とします。

- (3) 対象となる開札件数に対して、競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件である等、上記1目的に合致する工事。

4 適用外

総合評価落札方式(工事成績重視型)は、一抜け方式試行の適用外とします。

5 施行時期

令和8年6月1日以降公告を行う工事から試行を開始します。